

会員監査に関する規則

2026年3月25日制定

(目的)

第1条 この規則は、業務規程第5条第3項に基づき、会員監査の実施に関して必要な事項を定める。

(監査員)

第2条 会員監査は一般社団法人資産運用業協会（以下「本協会」という。）の職員その他本協会の業務に従事する者のうちから会長が任命した監査員が、これに当たる。

(会員監査方針及び計画)

第3条 本協会は、その年度の会員監査に当たり、細則で定める会員監査方針及び計画を作成し、これを正会員（定款第7条第1項第1号に規定する正会員をいう。以下同じ。）に周知する。

2 会員監査は前項の会員監査方針及び計画に基づき実施する。ただし、必要があると認めるときは、会員監査方針及び計画に定める事項以外の事項についても、随時これを行うことができる。

(会員監査の種類)

第4条 会員監査の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 一般監査 正会員の業務運営等の全般について、行う監査
- (2) 特別監査 正会員の業務運営等の一部について、細則で定める方法により、必要に応じ、適宜行う監査（苦情又は紛争の解決の促進等）

(予告)

第5条 会員監査を行う場合は、細則で定めるところにより、あらかじめ正会員に対し、監査の日時、方法及び監査員の氏名等を通知するとともに、重要な事項を説明するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、その通知をしないことができる。

(変更又は中止)

第6条 前条の通知又は会員監査の開始後、自然災害の発生等やむを得ない事情等により、会員監査の実施が困難になったと認められる場合等には、会員監査を変更又は中止することができる。

(監査員の権限)

第7条 監査員は、正会員に対し、細則で定める方法により、監査事項に関係のある帳簿、書類及びその他の資料の提示、閲覧若しくは提出又は事実の説明を求めることができる。

(監査員の義務)

第8条 監査員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 監査は、投資運用業又は投資助言・代理業等の健全な発展と投資者の保護に資するとこの本協会の目的達成のために行うものであることを念頭に、効率的・効果的实施を図ること
- (2) 監査に当たっては、常に品位と信用を保持するように努めるとともに、会員監査業務の執行に当たって知り得た秘密を漏らさないこと
- (3) 監査に当たっては、常に穏健、冷静な態度を保ち、事実の認定や意見の表明は公正かつ能率的に行うよう努めること
- (4) 監査員は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律に関連する法令・諸規則等を正しく理解し、金融資本市場の動向や関連する種々の情報の収集・把握に努めること

(監査員証の提示)

第9条 監査員は、臨店による監査の着手に当たり、必要に応じ、正会員に細則で定める様式による監査員証を提示するものとする。

(臨店監査等の結果の報告)

第10条 監査員は、臨店、書面、ヒアリング又はその他の方法による監査を終えたときは、速やかにその結果を会長に対し、細則で定める会員監査結果報告書により報告しなければならない。

(監査終了の通知)

第11条 本協会は、会員監査が終了したときは、その結果を正会員に対し、細則で定める方法により通知する。

(正会員の処理報告)

第12条 正会員は、本協会から会員監査の結果に基づく処理について報告を求められた場合は、本協会が指定する期日までにその処理に関する報告書を細則で定める様式により、「本協会の会員からの届出に係る電子的届出・保管システム」を用いて提出しなければならない。

(細 則)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項を細則で定める。

(所管委員会への委任)

第14条 理事会は、この規則に関する細則の改正について、自主規制委員会に委任することができるものとする。

2 自主規制委員会は、委任された事項に関し決定（理事会が必要と認めるものに限る。）を行った場合は、速やかに理事会にその内容を報告するものとする。

附 則

第1条 この規則は、本協会、一般社団法人投資信託協会（以下「甲」という。）及び一般社団法人日本投資顧問業協会との合併契約に基づく吸収合併の効力が発生することを条件として、当該吸収合併の効力発生日（2026年4月1日）に施行する。

第2条 甲の会員調査に関する規則は、廃止する。